

岩手県監査委員告示第13号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年2月8日

岩手県監査委員 小野 共
 岩手県監査委員 千葉 伝
 岩手県監査委員 寺沢 剛
 岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成30年5月23日及び同月24日

(2) 本監査実施日 平成30年7月19日

3 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>(1) 賃料相当損害金及び私用電気料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、286,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(2) 県営住宅の家賃及び駐車場利用料の収納に当たり、過誤納された家賃等を還付していないものが27件、131,957円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(3) 県営住宅退去に伴う敷金の還付に当たり、退去完了検査後相当期間経過してから支出しているものが3件、147,321円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(4) 補助金の交付に当たり、補助金交付申請書受理後相当期間経過してから交付決定しているものが5件、27,363,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>(1) デスクネットのスケジュール機能を活用するとともに、担当者間、担当課間、県と市の間の事務連絡を徹底し、再発防止に努めることとした。</p> <p>(2) 過誤納された家賃等27件については、平成30年11月2日までに還付した。</p> <p>デスクネットのカレンダー機能等を活用し、事務の見える化を図り、事務の進捗管理を行い、再発防止に努めることとした。</p> <p>(3) デスクネットのカレンダー機能等を活用し、事務の見える化を図り、事務の進捗管理を行い、再発防止に努めることとした。</p> <p>(4) デスクネットのカレンダー機能等を活用し、事務の見える化を図り、事務の進捗管理を行い、再発防止に努めることとした。</p> <p>なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいることから、今後においては、会計事務研修会等に積極的に参加させ職員のスキルアップを図るとともに、会計事務の適正処理を行えるよう組織的なチェック体制の構築に努めることとした。</p>